

2016 年度活動方針

規約の「第5条（活動の内容）」に沿い、2016年度は以下の具体的活動を行う。

（1）世論を盛り上げる周知活動を行う

- ・全国各地で街頭活動や展示活動、上映会や学習会などのイベントを行い、自分たちの力量を高めるとともに、署名者、賛同人、会員を増やし、賛同の輪を広げる。
- ・原発の是非に関連する事項について、情報を提供したり、議論・対話の機会を設けたりすることで、世論を盛り上げる。その際、会の中立の立場を活かして、様々な考えの人にアプローチする。原発の是非を直接的に問うものだけでなく、例えば原発事故避難者が抱える問題や現状などをテーマにして、是非を考える際に判断の基礎となるような情報提供、イベント開催を行う。

（2）諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

- ・署名集めを継続し、市民の声を国会議員等へ届ける。然るべきタイミングがあれば、請願署名として衆参両院に提出する。
- ・請願署名の紹介議員になってくれた議員や、先の参議院議員選挙時を含め公開質問状等で「原発」国民投票に賛意を示す議員との関係を深める。同時に、「原発」国民投票に賛同する議員を増やす。

（3）市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動体と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

- ・原発問題では、原発立地地域その他での都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票運動を支援する。
- ・原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、国内外的な住民投票運動・住民投票の実施を伝え、支援する活動を行う。